

マイナンバーカード取得・利活用促進に向けた取組(進捗)

文化市民局・総務局・健康福祉局

1. 申請・交付状況

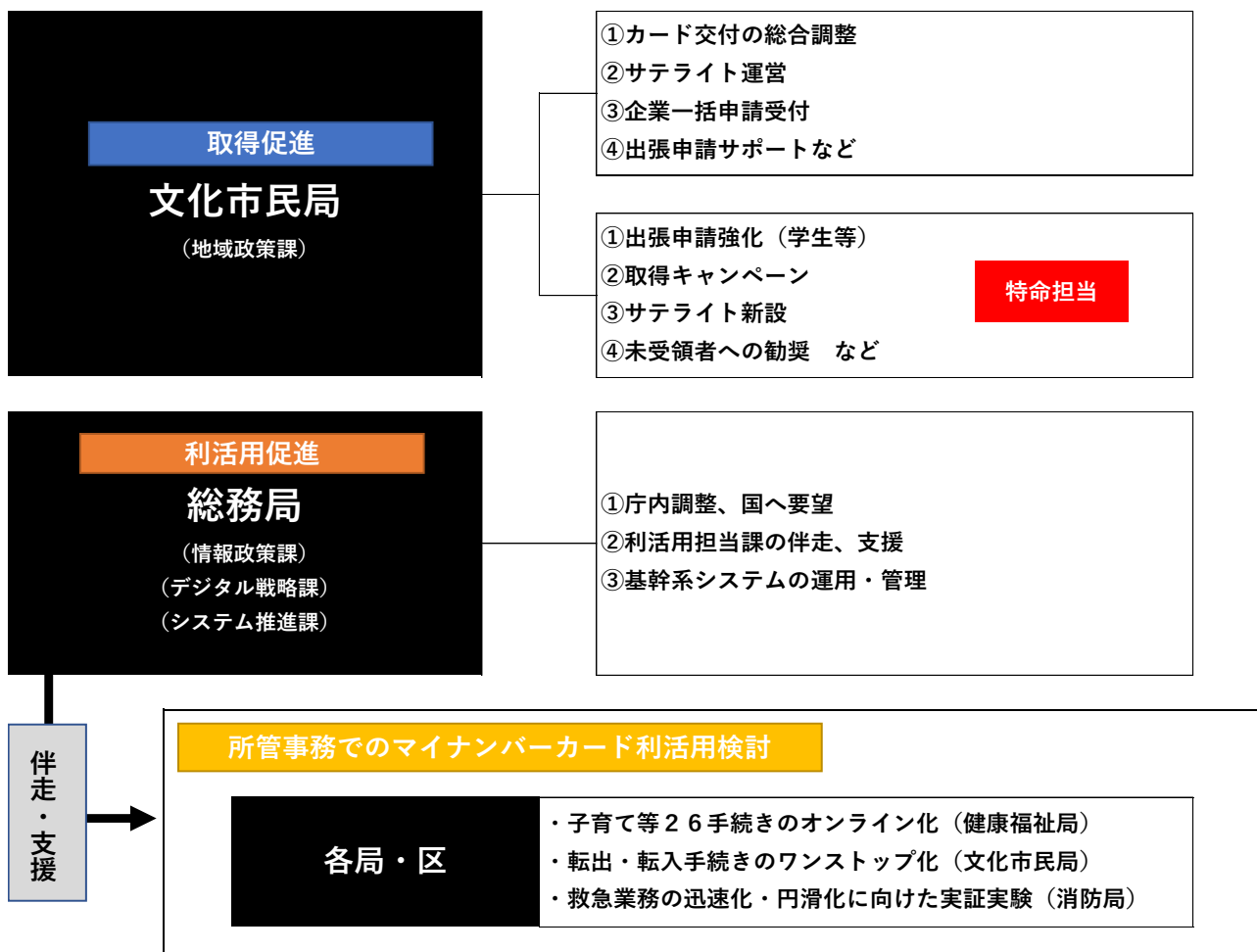
※8月末時点での申請率・交付率 (括弧内は政令市順位)

	6月	7月	8月
申請率	59.9% (3位→)	61.3% (2位↑)	64.0% (2位→)
【前月比】	+0.63% (10位)	+1.40% (7位)	+2.74% (9位)
交付率	51.2% (2位→)	51.8% (2位→)	53.1% (2位→)
【前月比】	+0.60% (13位)	+0.65% (14位)	+1.30% (7位)

2. 庁内体制

※令和4年4月からの庁内業務分担

7月以降申請体制を強化



3. 取得促進に向けた取組

※今年度末マイナンバーカード取得率100%を目指し、取得強化策を順次実施

★9月補正予算での実施項目

	内 容	実施時期	備考
第1弾	熊本城マラソン出走権 50 枠当選	9月上旬募集	カード保有者及び申請者が対象
第2弾	★教育機関等 700 施設への出張申請	9月中旬以降	保育所約 400 施設を含む
第3弾	★商業施設への出張申請の拡大	10月以降	さらに 60 か所程度
第4弾	★サテライト新設（ゆめタウンはません）	10月末開設	3 か所目
第5弾	★賞品（ホテル宿泊券等）プレゼント	1～3 月	カード保有者及び申請者が対象

（9月補正予算項目）

項 目		計上額
① 出張申請の強化 ・高校、大学、幼稚園、地域等の約 700 か所（第2弾） ・商業施設等への出張申請の拡充（第3弾）		231,577 千円
② 窓口体制の強化 ・カード未受領者（約 1.4 万人）への督促強化（随時） ・サテライト新設（第4弾）		65,423 千円
③ 取得促進キャンペーンの実施 ・その他プレゼント（第5弾）		3,000 千円
合計		300,000 千円

①出張申請の強化：現行 6 班体制 + 9 班追加 = **15 班体制**

②窓口体制の強化：現行 15 箇所 + 1 箇所(サテライト新設) = **16 箇所**

さらに国事業により 市内 52 箇所の携帯事業者申請窓口も稼働中であるため**計 68 箇所**

（参考）国が実施しているマイナポイント第2弾(20,000 ポイント)の概要

対象者	ポイント 付与数	付与方法	ポイントの 申請期間	ポイント対象となる カードの申請期限
①カード新規取得 ※第1弾（5,000P）取得者を除く	5,000円相当	20,000円のチャージ又はお買い物に対し、 最大5,000円相当のポイントを付与	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込	7,500円相当	直接付与 ※チャージ又はお買い物は不要	令和4年6月30日	
③公金受取口座登録	7,500円相当		～令和5年2月末	

4. 利活用促進に向けた取組

※カードの利便性を実感いただける利活用策の展開

(1) コンビニでの証明書発行手数料の減額 (条例改正案)

令和4年12月1日から当分の間（現時点では令和5年3月31日までを想定）、コンビニで取り扱う各証明書の発行手数料を一律10円に減額する。（現行200円5種類、450円1種類）

(目的・理由)

- ・多くの住民がカードのメリットや利便性を実感することができることから、カードの普及促進につながる。
- ・物価高騰に直面する生活者支援になりうるとともに、非接触型の手続きの活用促進による感染症拡大の防止や窓口の混雑緩和につながり今後の区役所事務効率化にも資する。

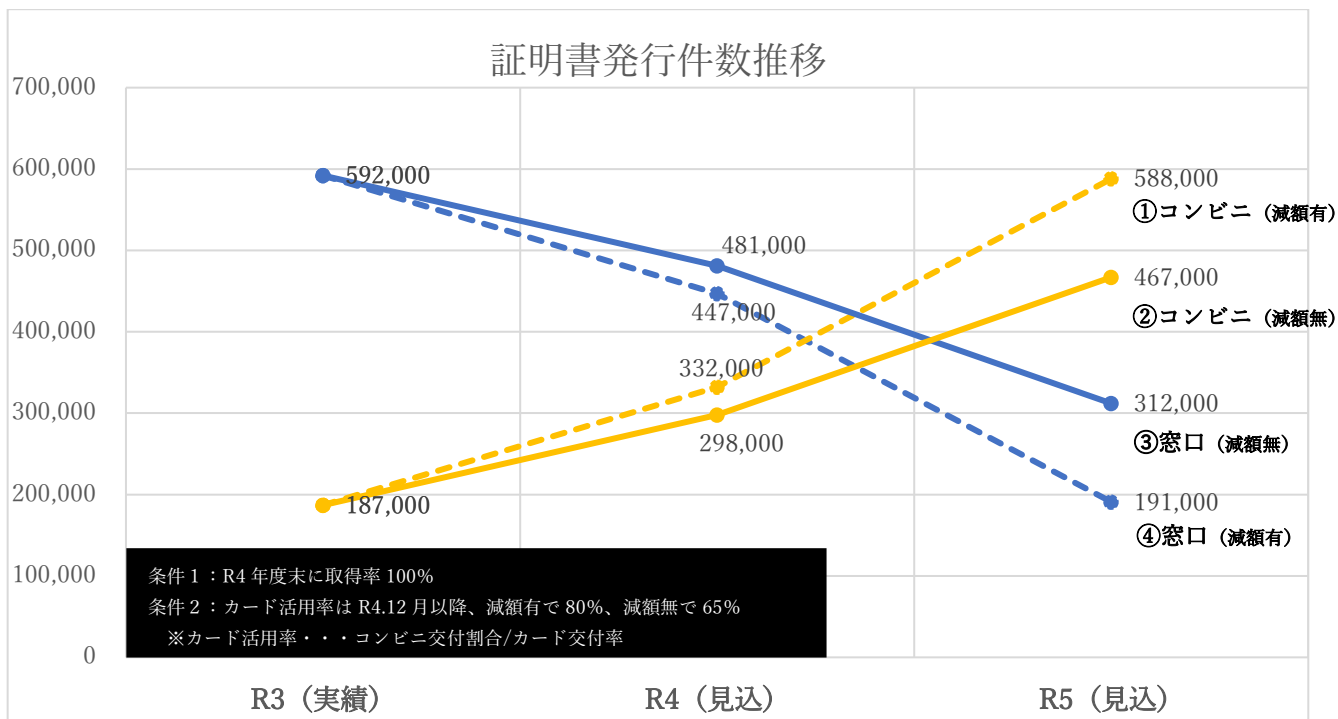
(効率化試算) 窓口件数(減額対象の証明書)の発行件数推移

①令和3年度(実績)…区役所窓口 59.2 万件(76%):コンビニ 18.7 万件(24%)

②令和4年度(推計)…区役所窓口 44.7 万件(57%):コンビニ 33.2 万件(43%)

③令和5年度(推計)…区役所窓口 19.1 万件(25%):コンビニ 58.8 万件(75%)

令和3年度→5年度で40万件(③-①)の発行がコンビニへ移動（正職員換算で約16人分の業務量に相当）



(2) 行政手続きのオンライン化・ワンストップ化

①子育て、介護関係手続きのオンライン化

国の方針に基づき、子育て、介護関係の 26 手続きについて、R4 年度末までに、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする。

ア.子育て関係		イ.介護関係	
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	1	要介護・要支援認定の申請
2	児童手当等の額の改定の請求及び届出	2	要介護・要支援更新認定の申請
3	氏名変更／住所変更等の届出	3	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
4	受給事由消滅の届出	4	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
5	未支払の児童手当等の請求	5	介護保険負担割合証の再交付申請
6	児童手当等に係る寄附の申出	6	被保険者証の再交付申請
7	児童手当に係る寄附変更等の申出	7	高額介護（予防）サービス費の支給申請
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	8	介護保険負担限度額認定申請
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	9	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
10	児童手当等の現況届	10	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
11	支給認定の申請	11	住所移転後の要介護・要支援認定申請
12	保育施設等の利用申込		
13	保育施設等の現況届		
14	児童扶養手当の現況届の事前送信		
15	妊娠の届出		

②転出・転入手続きのワンストップ化（R5.2～開始）

国の方針に基づき、マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化を図る。

(3) マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた実証実験

- ・救急隊が傷病者のマイナンバーカードを活用して搬送先医療機関の選定に資する情報を入手することにより、救急業務の迅速化・円滑化を図るための実証実験。
- ・消防庁の公募に応じた全国 15 消防本部の中から、本市を含む 6 市の消防本部が実施団体として決定。
- ・実証実験の活動期間は本年 10 月上旬から 12 月下旬までを予定。

（参考）実施消防本部：熊本市、姫路市、前橋市、都城市、彦根市、加賀市

(4)「マイナンバーカードの健康保険証利用」について

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において、マイナンバーカードの保険証利用に向けたオンライン資格確認について、令和5年（2022年）4月から医療機関への導入を原則として義務付ける旨方針が示された。

＜マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットなど＞ 厚労省資料より抜粋

